



2019年2月28日

各位

会社名 AOI TYO Holdings 株式会社
代表者 代表取締役社長 中江 康人
(コード番号 3975 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 譲原 理
(TEL. 03-3779-8415)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年3月27日開催予定の第2期 定時株主総会にて下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

当社では、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりません。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催日	2019年3月27日
定款変更の効力発生日	2019年3月27日

以上

別紙

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>第23条(任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条(任期) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

以上